

令和 年 月 日議決・専決	令和 7 年 4 月 1 日施行
令和 7 年 3 月 2 6 日公布	令和 年 月 日適用
佐用町告示第 号	
令和 7 年佐用町規則第 1 0 号	
佐用町空家等の適切な管理に関する条例施行規則 佐用町空家等の適切な管理に関する条例施行規則をここに公布する。 令和 7 年 3 月 2 6 日 佐用町長 庵 途 典 章	

佐用町規則第10号

佐用町空家等の適切な管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）及び佐用町空家等の適切な管理に関する条例（令和7年佐用町条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(立入調査等)

第3条 法第9条第3項の規定による通知は、空家等の調査を行う旨の通知（様式第1号）により行うものとする。

2 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第2号）とする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第4条 法第12条に規定する情報の提供、助言その他必要な援助は、助言書（様式第3号）により行うものとする。

(助言又は指導)

第5条 法第13条第1項に規定する指導は、管理不全空家等の所有者等に対する指導書（様式第4号）により行うものとする。

2 法第22条第1項に規定する助言又は指導は、特定空家等の所有者等に対する助言又は指導書（様式第5号）により行うものとする。

(勧告)

第6条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等の所有者等に対する措置勧告書（様式第6号）により行うものとする。

2 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家等の所有者等に対する措置勧告書（様式第7号）により行うものとする。

(命令等)

第7条 法第22条第3項の規定による命令は、特定空家等の所有者等に対する措置命令書（様式第8号）により行うものとする。

2 法第22条第4項に規定する通知書は、特定空家等の所有者等に対する措置命令に係る事前の通知書（様式第9号）とする。

3 法第22条第4項に規定する意見書は、措置命令に係る事前の意見書（様式第10号）とする。

4 法第22条第13項に規定する標識は、措置命令に係る標識（様式第11号）とする。

(意見の聴取等)

第8条 法第22条第5項の規定により公開による意見の聴取を行うことを請求する者は、意見聴取請求書（様式第12号）により町長に請求しなければならない。

2 法第22条第7項の規定による通知は、意見聴取期日決定通知（様式第13号）に

よるものとし、同項の規定による公告は、意見の聴取期日の決定に係る公告（様式第14号）により行うものとする。

（行政代執行）

第9条 法第22条第9項の規定による代執行に係る行政代執行法（昭和23年法律第43号。以下「代執行法」という。）第3条第1項に規定する戒告は、戒告書（様式第15号）により行うものとする。

2 法第22条第9項の規定による代執行に係る代執行法第3条第2項に規定する通知は、代執行令書（様式第16号）により行うものとする。

3 法第22条第9項の規定による代執行に係る代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第17号）とする。

（略式代執行に係る公告）

第10条 法第22条第10項の規定による公告は、略式代執行の実施に係る公告（様式第18号）により行うものとする。

（緊急安全措置の同意）

第11条 条例第6条第2項の規定により所有者等から同意を得る場合は、緊急安全措置に関する同意書（様式第19号）によるものとする。

（費用の徴収）

第12条 条例第6条第3項の規定による請求は、当該緊急安全措置を終了した日後14日以内に、納入通知書に当該緊急安全措置に要した費用に相当する額及び納期限を記載し、当該所有者等に通知することにより行うものとする。

2 前項の納期限は、納入通知書の発行の日から30日とする。

（その他）

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第 号
年 月 日

様

佐用町長



空家等の調査を行う旨の通知

あなたが所有し、又は管理する建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物をいう。）又はこれに附属する工作物及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に規定する空家等と認められることから、同法第 9 条第 2 項の規定により、下記のとおり、当該空家等の詳細について調査しますので、同条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 対象となる空家等
- 所在地 佐用町
- 用途
- 所有者の住所（所在地）
- 所有者の氏名（名称及び代表者氏名）
- 2 調査日時 年 月 日 時 分から
- 3 通知及び調査の担当者
- 4 その他

様式第 2 号（第 3 条関係）

（表）

第 号	
立入調査員証	
所 属 職 名 氏 名	写真
上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 9 条第 2 項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。 年 月 日発行（ 年 月 日まで有効） 佐用町長 印	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） （立入調査等） 第 9 条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。 2 市町村長は、第 22 条第 1 項から第 3 項までの規定の施行に必要な限度において、空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。 3 市町村長は、前項の規定により空家等の所有者等に対し、当該空家等に関する事項に関し報告させ、又はその職員若しくはその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その 5 日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。 4 第 2 項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 第 2 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 3 号（第 4 条関係）

第 号
年 月 日

様

佐用町長



助言書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 2 条第 1 項に定める「空家等」に該当すると認められます。空家等の適正な管理を促進し、周辺的生活環境の保全を図るため、同法第 12 条の規定により助言します。

記

- 1 対象となる空家等
所在地 佐用町
用 途
- 2 助言の内容
- 3 助言に至った事由
- 4 空家等相談窓口

備考 上記 2 の助言の内容を実施した場合は、遅滞なく担当課に報告をしてください。

担当課
担当者
電話番号

第 号
年 月 日

様

佐用町長

印

管理不全空家等の所有者等に対する指導書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に該当します

つきましては、下記のとおり、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を採るよう、同項の規定により指導をします。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地 佐用町
用途
所有者の住所（所在地）
所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

2 指導の内容

3 指導に至った事由

4 指導の担当者

備考

- 1 上記 2 の指導の内容を実施した場合は、遅滞なく上記 4 の担当者に報告をしてください。
- 2 上記 2 の指導の内容を実施しなかった場合は、法第 13 条第 2 項の規定により、必要な措置を採ることを勧告することがあります。
- 3 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該特例から除外されます。

第 号
年 月 日

様

佐用町長



特定空家等の所有者等に対する助言又は指導書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当します。

つきましては、下記のとおり、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を採るよう、法第22条第1項の規定により助言又は指導をします。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 佐用町

用途

所有者の住所（所在地）

所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

2 助言又は指導の内容

3 助言又は指導に至った事由

4 助言又は指導の担当者

備考

- 1 上記2の助言又は指導の内容を実施した場合は、遅滞なく上記4の担当者に報告をしてください。
- 2 上記2の助言又は指導の内容を実施しなかった場合は、法第22条第2項の規定により、必要な措置を採ることを勧告することがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、勧告により、当該特例から除外されます。

第 号
年 月 日

様

佐用町長



管理不全空家等の所有者に対する措置勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条第 1 項に規定する「管理不全空家等」に該当し、あなたに対して対策を講じるように指導をしてきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を採るよう、同条第 2 項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地 佐用町

用途

所有者の住所（所在地）

所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の担当者

5 措置の期限 年 月 日

備考

1 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を採った場合は、遅滞なく上記 4 の担当者に報告をしてください。

2 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該特例から除外されます。

第 号
年 月 日

様

佐用町長



特定空家等の所有者等に対する措置勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する「特定空家等」に該当し、あなたに対して対策を講じるように助言又は指導をしてきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

つきましては、下記のとおり、速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置を採るよう、法第22条第2項の規定に基づき勧告します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 佐用町

用途

所有者の住所（所在地）

所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

2 勧告に係る措置の内容

3 勧告に至った事由

4 勧告の担当者

5 措置の期限 年 月 日

備考

- 1 上記5の期限までに上記2に示す措置を採った場合は、遅滞なく上記4の担当者に報告をしてください。
- 2 上記5の期限までに正当な理由がなく上記2の措置を採らなかった場合は、法第22条第3項の規定により、当該措置を採ることを命ずることがあります。
- 3 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、本勧告により、当該特例から除外されます。

第 号
年 月 日

様

佐用町長



特定空家等の所有者等に対する措置命令書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第22条第2項に規定する「特定空家等」に該当し、年 月 日付 第 号により、法第22条第3項の規定に基づく命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

つきましては、下記のとおり措置を採ることを命令します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 佐用町

用途

所有者の住所（所在地）

所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

2 措置の内容

3 命令に至った事由

4 命令の担当者

5 措置の期限 年 月 日

備考

1 上記5の期限までに上記2に示す措置を採った場合は、遅滞なく上記4の担当者に報告をしてください。

2 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。

3 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

（教示）

第 号
年 月 日

様

佐用町長



特定空家等の所有者等に対する措置命令に係る事前の通知書

あなたが所有し、又は管理する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する「特定空家等」に該当し、年 月 日付 第 号により必要な措置を採るよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置が採られていません。

このまま当該措置が採られない場合は、法第22条第3項の規定により、下記のとおり、当該措置を採ることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第22条第4項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第5項の規定により、本通知の交付を受けた日から5日以内に、佐用町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができることを申し添えます。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 佐用町

用途

所有者の住所（所在地）

所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

2 命じようとする措置の内容

3 命じようとするに至った事由

4 意見書の提出先及び公開による意見の聴取の請求先

5 意見書の提出期限 年 月 日

備考 上記2の措置を採った場合は、遅滞なく上記4の請求先に報告をしてください。

年 月 日

佐用町長 様

所有者等 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者氏名） 印
電話番号

措置命令に係る事前の意見書

年 月 日付 第 号の特定空家等の所有者等に対する措置命令に係る
事前の通知に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）
第22条第4項の規定により、下記のとおり意見を述べます。

記

特定空家等の所在地	
意見	
証拠書類等の提出の有無	有 ・ 無

備考

- 1 意見欄に書ききれないときは、別紙に記載して添付してください。
- 2 証拠書類等の提出があるときは、添付してください。

措置命令に係る標識			
下記特定空家等の所有者等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定により、措置を採ることを 年 月 日付け 第 号により、命ぜられています。			
記			
1	対象となる特定空家等		
	所在地	佐用町	
	用 途		
2	措置の内容		
3	命令に至った事由		
4	命令の担当者		
5	措置の期限	年	月 日

年 月 日

様

連絡先

年 月 日付 第 号の特定空家等の所有者等に対する措置命令に係る
事前の通知に対して、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律 第 127 号）
第 22 条第 5 項の規定により、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請
求します。

備考 代理人を選任したときは、委任状を添えて提出してください。

第 号
年 月 日

様

佐用町長



意見聴取期日決定通知

あなたから、 年 月 日付で空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第5項の公開による意見の聴取の請求があったことから、下記の期日において、意見の聴取を行いますので、同条第7項の規定により通知します。

記

1 対象となる特定空家等

所在地 佐用町

用 途

2 意見聴取の期日 年 月 日

3 意見聴取の開始時刻 時 分から

4 意見聴取を行う場所

5 意見聴取及び通知の担当者

備考

- 1 やむを得ない事由により意見の聴取に出頭できない場合は、上記2の前日まで、理由を付して上記5の担当者に届け出てください。
- 2 意見の聴取を円滑に行うため、上記3の時刻の10分前までに上記4の場所に出頭してください。
- 3 正当な理由がなく出頭がないときは、意見の聴取を終わらせる場合があります。
- 4 災害その他やむを得ない事由があった場合は、上記2から4までが変更になる場合があります。この場合、上記5の担当者から変更になったことを御連絡いたします。

様式第14号（第8条関係）

佐用町公告第 号
年 月 日

様

佐用町長



意見の聴取期日の決定に係る公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第6項の規定による公開による意見の聴取を下記のとおり行いますので、同条第7項の規定により公告します。

記

1 意見聴取の対象となる特定空家等

所在地 佐用町

用 途

2 意見聴取の期日 年 月 日

3 意見聴取の開始時刻 時 分から

4 意見聴取を行う場所

5 意見調書及び通知の担当者 年 月 日

第 号
年 月 日

様

佐用町長



戒告書

あなたに対し、 年 月 日付 第 号において、あなたが所有し、又は管理する下記特定空家等の（除却・修繕・立竹木の伐採等）を行うよう命じました。

この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記特定空家等の（除却・修繕・立竹木の伐採等）を執行いたしますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、当該代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

1 所在地 佐用町

2 用 途

3 構 造

4 規 模 建築面積 m^2
延べ床面積 m^2

5 所有者の住所（所在地）
所有者の氏名（名称及び代表者氏名）

（教示）

第 号
年 月 日

様

佐用町長



代執行令書

年 月 日付 第 号において、あなたが所有し、又は管理する下記特定空家等を 年 月 日までに（除却・修繕・立竹木の伐採等）するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務の履行がなされなかったので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第22条第9項の規定により、下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第2項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第5条の規定により、あなたから徴収します。また、当該代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 （除却・修繕・立竹木の伐採等）する特定空家等
- 2 代執行を行う期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額 円

（教示）

（表）

	第 号
執行責任者証	
所管課長	
上記の者は、下記の行政代執行の責任者であることを証明する。 年 月 日発行 佐用町長 記 印	
1 代執行をなすべき事項 代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の特定空家等（佐用町 ）の（除却・修繕・立竹木の伐採等）	
2 代執行を行う期間 年 月 日から 年 月 日まで	

（裏）

空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋） 第5章 特定空家等に対する措置 第22条 （略） 9 市町村長は、第3項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。 10～17 （略） 行政代執行法（抜粋） 第4条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。
--

様式第18号（第10条関係）

佐用町告示第 号

略式代執行の実施に係る公告

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する下記の特定期間等については、法第 22 条第 3 項の規定により必要な措置を命じようとしたが、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知できないため（過失がなく同条第 1 項の助言若しくは指導又は同条第 2 項の勧告が行われるべき者を確知できないため同条第 3 項に定める手続により命令を行うことができないときを含みます。）、次のとおり、代執行を行うため、法第 22 条第 10 項の規定によりあらかじめ公告します。

なお、代執行に要する費用は、当該措置を命ぜられるべき者が確知できたときは、法第 22 条第 10 項の規定によりその者から徴収します。また、当該代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じて、その責任を負わない事を申し添えます。

年 月 日

佐用町長



記

1 （除却・修繕・立竹木の伐採等）する特定空家等

2 代執行を行う期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 必要な措置を行う者

4 執行責任者

5 代執行に要する費用の概算見積額 円

（教示）

年 月 日

佐用町長 様

所有者等 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名） 印

電話番号

緊急安全措置に関する同意書

佐用町空家等の適正な管理に関する条例（令和 年佐用町条例第 号）第7条に規定する緊急安全措置として、私が所有（管理）する下記の空家等について、その危険な状態を回避するための措置を佐用町長が講ずることに関し、下記の事項について同意します。

記

- 1 空家等の所在地
- 2 緊急安全措置の内容
- 3 費用負担
- 4 その他町長が必要と認める事項